

## 森林法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 森林計画制度の見直し

一 森林の保全の目標その他森林の保全に関する基本的な事項を全国森林計画及び地域森林計画の計画事項とする事。  
(第四条第二項及び第五条関係)

二 農林水産大臣は、全国森林計画に掲げる森林の整備及び保全の目標の計画的かつ着実な達成に資するため、全国森林計画の作成と併せて、五年ごとに、森林整備保全事業計画(造林、間伐及び保育並びに林道の開設及び改良の事業並びに森林の造成及び維持に必要な事業で一定の者が実施するものに関する計画)をたてなければならないこととする事。  
(第四条第五項関係)

### 第二 保安林における択伐による立木の伐採の手續の簡素化

一 保安林において、当該保安林に係る指定施業要件に適合して択伐による立木の伐採(人工植栽に係る森林の立木の伐採に限る。以下同じ。)をする場合には、都道府県知事の許可を要しないこととし、当該伐採を行おうとする者は、あらかじめ、都道府県知事に森林の所在場所、伐採立木材積、伐採方法等を記載した択伐の届出書を提出しなければならないこととする事。

(第三十四条第一項及び第三十四条の二第一項関係)

二 都道府県知事は、一の届出書に記載された伐採立木材積又は伐採方法に関する計画が指定施業要件に適合しないと認めるときは、当該計画を変更すべき旨を命じなければならないこととする。

(第三十四条の二第二項関係)

三 都道府県知事は、一の届出書を提出しないで択伐による立木の伐採をした者に対し、当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて造林に必要な行為を命ずることができることとする。

(第三十八条第三項関係)

### 第三 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日(森林計画制度の見直しに関する規定は、平成十六年四月一日)から施行すること。

(附則第一条関係)

二 治山緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)は、廃止すること。

(附則第八条関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

## 森林法の一部を改正する法律案の概要

### 現 状

林業採算性の一層の悪化等により適正な森林の管理がなされない状況  
人工林の高齢級化に伴い過密化し風雪害等に弱い「もやし状態」の森林が増加  
→ 土砂の流出等により水土保持機能が低下  
→ 倒木により流木災害のおそれが増大

### 課 題

造林、間伐、保育等による「森林の整備」だけでなく、土留、治山ダムの設置等により森林を物理的に守る「森林の保全」を併せて実施することが必要  
高齢級の過密化した保安林において公益的機能の維持向上を図るためには択伐による立木の伐採の実施を促進することが必要

課題に対処するため

### 改 正 内 容

#### (1) 森林計画制度の改正

- ・全国森林計画等の計画事項に「森林の保全の目標」等を追加
  - ・公共事業長期計画である森林整備事業計画を拡充して、「森林の保全」を図る治山事業に関する事項を加えた「森林整備保全事業計画」(平成16年度～)を創設
  - ( これに伴い、従来の治山事業計画の根拠法である治山緊急措置法を廃止 )
- **森林整備事業と治山事業を総合的かつ効果的に推進**

#### (2) 保安林の伐採許可の特例

森林所有者等が保安林において択伐による立木の伐採を行う場合に係る伐採の許可を事前届出に簡素化

→ **保安林における択伐による立木の伐採を促進**

↓

**森林の多面的機能が適正に発揮**